

第1回 児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会 令和5年大市教委第1340号に関する部会会議 議事要旨

1 日 時

令和5年8月30日（水曜日） 14時から16時15分まで

2 場 所

大阪市役所 屋上階P1会議室

3 出席者

<委員>

野澤健部会長、伊藤俊樹部会長代理、笹倉千佳弘委員、吉田朝香委員（委員五十音順）

<専門委員>

藤原式子専門委員

<大阪市教育委員会>

有上連絡調整担当課長、松本総務課長代理

4 議 題

- (1) 運営要綱の策定について
- (2) 調査審議計画及び調査手法の検討について
- (3) その他

5 議 事

（有上連絡調整担当課長）

ただいまから児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会、令和5年大市教委第1340号に関する部会、第1回会議を開催いたします。

本日、部会長に進行をお渡しするまでの間、司会進行をさせていただきます。教育委員会事務局総務部連絡調整担当課長の有上でございます。どうぞ皆様、よろしく願いいたします。

この第三者委員会は、本市の執行機関の附属機関に関する条例に基づき、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案につきまして、市長もしくは教育委員会からの諮問に基づき、事実関係の調査や、その結果に基づく是正及び再発防止のための意見具申を行っていただくことを目的に設置しているものでございます。

本部会につきましては、令和5年7月25日付で、教育委員会から第三者委員会に諮問させていただいた事案の調査審議を行うために、同日付けで第三者委員会の委員長により設置されたものでございます。

本日は、本部会の第1回の会議となりますが、まず部会委員の皆様を御紹介させていただいた後、本部会の運営要綱の策定について御議論いただきます。その後、本事案の調査審議計画や調査手法等について御議論をいただく予定としております。

なお、事案の調査審議を行うにあたりましては、当事者の個人情報等を取扱うこととなりますが、資料7の審議会等の設置及び運営に関する指針に基づき、本部会につきましても個人情報等の非公開情報を取扱う場合には、会議を非公開とさせていただく必要があります。そのため、本日の会議におきましても、委員の皆様の判断に基づき、ある時点からは非公開とせざるを得ないと考えております。

したがいまして、本日傍聴にお越しの皆様におかれましては、途中で御退出いただくことをあらかじめ御了承くださいますようお願い申し上げます。

それでは部会長はじめ、委員の皆様のお名前を御紹介させていただきます。

野澤健部会長です。

(野澤部会長)

野澤でございます。よろしくお願いいたします。

(有上連絡調整担当課長)

伊藤俊樹委員です。

(伊藤委員)

よろしくお願いいたします。

(有上連絡調整担当課長)

笹倉千佳弘委員です。

(笹倉委員)

よろしくお願いいたします。

(有上連絡調整担当課長)

吉田朝香委員です。

(吉田委員)

よろしくお願いいたします。

(有上連絡調整担当課長)

藤原式子専門委員です。

(藤原専門委員)

藤原でございます。よろしくお願いいたします。

(有上連絡調整担当課長)

なお、本部会の部会長につきましては、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会規則第6条第3項の規定に基づき、令和5年7月25日付で第三者委員会の藤木邦顕委員長により、野澤健委員が指名をされておりますので、この場で御報告申し上げます。

また、部会長代理につきましては、あらかじめ野澤部会長より伊藤委員が指名されてお

りますことを併せて御報告申し上げます。

それでは議事に移ってまいります。

本部会の議事進行につきましては、第三者委員会規則第6条第4項により、部会長が行うものと定めております。

それでは恐れ入りますが、議事の進行の前に、野澤部会長から一言お願い申し上げます。

(野澤部会長)

改めまして、野澤でございます。

当委員会委員長の方から、本事案の部会長に指名を受けましたので、その役を務めさせていただくこととなります。

当委員会に対する本事案に関する教育委員会からの諮問事項につきましては、本件事案に係る事実関係の調査、本件事案に係る学校及び教育委員会の対応の検証及び分析、調査結果に基づく是正及び再発防止のために必要な措置ということ、この3点ということになっております。言い換えますと、客観的な事実を極力調査して確定させた上で、それに基づき学校等の対応の問題点を検討する。さらに再発防止のために必要な措置を検討する。こういうことであるという風に理解しております。

これらの諮問事項について調査を進めていくということになりますので、手続にあたっては被害生徒御本人の心情に寄り添いながら慎重に進めていきたいと。そして妥当な結論を導いていきたいと、このように考えております。

そのためには教育関係の専門家の先生、弁護士、臨床心理士の先生、それぞれの専門職の力を合わせて、忌憚なく意見交換をしていくことが必要であるという風に考えておりますので、部会の先生方におかれましては、ぜひ遠慮のない御意見、議論を進めさせていただければというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(有上連絡調整担当課長)

ありがとうございました。事務局からも、よろしくお願いいたします。

それでは、これからの議事進行は野澤部会長にお願いしたいと存じます。

(野澤部会長)

それでは審議の方に入っていきたいと思いますが、まず議題(1)の運営要綱の策定についてということになります。この運営要綱につきましては、事務局において案を作成いただいているかと思っておりますので、その内容について説明を願いますでしょうか。

(松本総務課長代理)

失礼いたします。総務課長代理の松本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私の方から、本部会の運営要綱案を御説明いたします。資料5を御覧ください。

これまでに設置された部会の運営要綱と、基本的に同じ内容で作成をしております。

まず、第1条におきまして、本要綱の趣旨を定めています。次に、第2条におきまして、大阪市教育委員会からの諮問に基づき実施する調査審議の範囲を定めています。第3条におきまして、ウェブ会議の方法による会議の開催について定めています。第4条では、

会議の招集に関する手続について定めております。第5条では、会議の原則公開を定めるとともに、非公開とする場合、及び、その場合に必要な手続について定めています。第6条では、議事の進行について。第7条で、関係者の出席。第8条で、調査の実施。第9条で、議事録の作成について定めています。第10条において、部会は調査審議を終えた場合、その結果を報告書として取りまとめ、教育委員会と市長に提出するものとしています。第11条では、委員の守秘義務を規定しています。第12条では、委員が大阪市や調査事案の当事者との間に利害関係が生じた場合の報告義務について規定しています。第13条では、本要綱に定めること以外に、部会の運営に関し必要な事項が生じた場合について定めています。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

(野澤部会長)

ありがとうございます。この運営要綱案についてですけれども、委員の皆様の方で何か御質問、御意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

はい。特に御異議、御意見等ないようですので、事務局の方からお示しいただいた運営要綱案を採択いたしまして、本部会の運営要綱といたします。

それで、運営要綱の中に部会の公開についての規定があるかと思いますが、全部会共通の傍聴要領について事務局の方から説明をお願いしますでしょうか。

(松本総務課長代理)

はい。失礼いたします。本委員会の傍聴要領について御説明いたします。資料6を御覧ください。

先ほど策定いただきました運営要綱第5条におきまして、本部会は個人情報を取扱う場合を除き、原則公開することとしております。資料6の傍聴要領は一定のルールの下で市民の皆様に傍聴していただくというもので、第1項において傍聴に当たっての手続、第2項において傍聴者の遵守事項、第3項において会議の秩序維持といった一般的なものを規定しております。

簡単ではございますが、傍聴要領の説明は以上でございます。

(野澤部会長)

ありがとうございます。

それでは、議題(2)に進みまして、調査審議計画及び調査手法の検討についてという項目に進んでいきたいと思っております。

まずは、この調査審議計画、今後の審議計画について議論をしてみたいという風に考えておりますが、当然、本件事案の内容を踏まえて検討していくこととなりますので、先ほど説明いただきました資料7、審議会等の設置及び運営に関する指針の2ページ、第7、会議の公開の1、会議の公開基準です。その次は(1)のアです。個人に関する情報を扱うものということに該当することではないかと考えております。

よって、ただいまより本部会の会議、非公開の扱いにさせていただきますと考えており

ますが、御異議がございましたら挙手をお願いできますでしょうか。

よろしいでしょうか。

はい。では御異議がないということになりますので、以降の審議について非公開ということで進めてさせていただきたいと思います。

傍聴者の方、報道関係者の皆様、恐縮ですが御退室の方をお願いできますでしょうか。

- 調査審議計画及び調査手法について検討を行った。
- 今後のスケジュールについて検討を行った。